鹿島の郷居宅介護支援事業所指定居宅介護支援・指定介護予防支援事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人福竹会が設置する鹿島の郷居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護及び要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を確保することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　指定居宅介護支援及び指定介護予防支援においては、要介護及び要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

２　事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス及び介護予防サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者若しくは介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

４　事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

６　事業所は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供するに当たっては、介

護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

7　事業所は「介護保険法」（平成９年法律第 123 号）、「高砂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例」（平成 30 年３月 30 日高砂市条例第 20 号）及び「高砂市指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例」（平成 26 年 12 月 25 日高砂市条例第 34 号）に定める内容を遵守し、事業を行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第３条　指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供にあたっては、事業所の職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(１)名　称　鹿島の郷居宅介護支援事業所

(２)所在地　兵庫県高砂市阿弥陀町南池 94-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員、その他の職員の管理、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）介護支援専門員　１名以上（うち１名管理者と兼務）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス、介護予防サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、

指定介護予防サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（３）事務職員　１名（兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12 月 30 日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。

（３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第７条　指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

（１）　利用者からの居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行う。

（２）　課題分析の実施

①　課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

②　課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

③　使用する課題分析表の種類は利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式とする。

（３）　居宅サービス計画及び介護予防サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題

に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること。

（４） サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画及び介護予防サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

（５） 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

また、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成した際には、利用者又はその家族及び担当者に交付するものとする。

（６） 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス及び介護予防サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

（７） サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居

宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（８）　地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

（指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の利用料等）

第８条　居宅介護支援及び指定介護予防支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

２　法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援及び指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３　前２項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

４　指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　指定居宅介護支援の通常の事業の実施地域は、加古川市、高砂市、姫路市大塩・的形・別府町の区域とする。

２　指定介護予防支援の事業の実施地域は、高砂市の区域とする。

（事故発生時の対応）

第 10 条　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第 11 条　事業所は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、提供した指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため

次の措置を講じるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 15 条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた

めの研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条　事業所は、居宅介護支援及び指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2　事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（1）採用時研修　採用後6か月以内

（2）継続研修　　年1回以上

3　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4　事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5　事業所は、適切な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6　事業所は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、そのサービスの完結した日から最低5年間は保存するものとする。

7　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人福竹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第1条　この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（旧規程の廃止）

第2条　指定居宅介護支援事業所運営規程（平成 17 年7月 15 日施行）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和８年３月４日から施行する。